

## <ご注意ください>

### ① 事業完了後は速やかに支給申請書を提出してください

厳正な審査のため、必要に応じて補正や追加資料を提出いただく場合があります。  
審査期間は、全ての補正書類がそろってから約一ヶ月です。あらかじめご了承ください。

### ② 労使会議（労働時間等設定改善委員会）について支給申請時の提出資料

- ・労使会議（労働時間等設定改善委員会）の際の写真
- ・労使会議（労働時間等設定改善委員会）の議事録

#### 【議事録作成について】

1. 概要（開催日時・参加者・役職名必須）※役職名の無い方は「職名」を記載してください。  
会議の名称・開催日時・場所、参加者等の概要を記載します。
2. 議題（議論された内容）会議の目的や趣旨、どんな議論が交わされたか会話形式で記載してください。

発言内容を要約しても、誰が発言したか分かるようにしてください。

※この会議では「改善事業の実施結果、成果目標の達成状況及び成果目標に関連する改善事業前後の時間外・休日労働や休日・休暇の状況について話し合うことを要する」と規定されています。

「労働時間の短縮」や「年次有給休暇の促進」に向けて話し合いを行い、労働者の意見も記載してください。

#### 具体的な話し合いの内容例

- ・時間外・休日労働の現状
- ・長時間労働をしている労働者の心身の健康保持や時間外・休日労働の削減方策
- ・健康面に気をつけなければならない人や育児・介護を行っている人等、特に配慮を必要とする労働者の対応
- ・年次有給休暇の取得率の現状や目標づくり
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入など年次有給休暇を取りやすくする具体策

#### 3. 決定事項

会議で決まった内容を記載します。決定事項だけでなく、そこに至るまでの経緯も記載してください。  
また、保留事項があれば併せて記載してください。

※支給申請時の提出書類一覧の【番号3】です。

会議名：〇〇

開催日時：令和8年〇月〇日（〇） 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

開催場所：会議の場所

出席者：〇〇〇〇（職名）、〇〇〇〇（職名）← <職名が無い場合は「一般職」や「担当職務」でも可>

議題：・改善事業の実施結果

- ・成果目標の達成状況及び成果目標に関連する改善事業前後の時間外・休日労働や休日・休暇の状況

<この会議では「労働時間の短縮」や「年次有給休暇の促進」に向けて、時間外労働や休日労働の現状・削減方法等について、年次有給休暇の取得率の現状・取りやすくする具体策等を議題とします。>

議事：（発言者氏名）発言内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（発言者氏名）発言内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・

<発言内容を要約しても、誰が発言したのか分かるようにしてください。>

決定事項：<会議で決まった内容を記載します。決定事項だけでなく、そこに至るまでの経緯も記載してください。また、保留事項があれば併せて記載してください。>

### ③ 費用の支出について支給申請時の提出資料

- ・改善事業の費用の支出は申請事業主名義から、原則銀行振り込みで行ってください。  
振込明細を提出してください。現金支払は不支給になる恐れがあります。
- ・クレジットカード、小切手、約束手形等による支払いで支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象になりません。通帳の表紙裏と、支払いが確認できる頁の写しを提出してください。
- ・費用の支払いに要する費用（振込手数料等）は助成対象経費に含めません。
- ・審査において、上記以外に提出を依頼する書類がありますのでご承知おきください。

(労働時間短縮・不休促進支援コース)

様式第1号別添別紙2

賃金引上げ対象労働者一覧

| 番号 | 労働者氏名 | 採用年月日 | 時間短縮又は<br>時間換算額 | 引上げ後の額<br>(予定) | 引上げ対象の賃<br>金の計算期間の<br>始期(予定) |
|----|-------|-------|-----------------|----------------|------------------------------|
| 1  |       |       |                 |                |                              |
| 2  |       |       |                 |                |                              |
| 3  |       |       |                 |                |                              |
| 4  |       |       |                 |                |                              |
| 5  |       |       |                 |                |                              |
| 6  |       |       |                 |                |                              |
| 7  |       |       |                 |                |                              |
| 8  |       |       |                 |                |                              |
| 9  |       |       |                 |                |                              |
| 10 |       |       |                 |                |                              |
| 11 |       |       |                 |                |                              |
| 12 |       |       |                 |                |                              |
| 13 |       |       |                 |                |                              |
| 14 |       |       |                 |                |                              |
| 15 |       |       |                 |                |                              |
| 16 |       |       |                 |                |                              |
| 17 |       |       |                 |                |                              |
| 18 |       |       |                 |                |                              |
| 19 |       |       |                 |                |                              |
| 20 |       |       |                 |                |                              |
| 21 |       |       |                 |                |                              |
| 22 |       |       |                 |                |                              |
| 23 |       |       |                 |                |                              |
| 24 |       |       |                 |                |                              |
| 25 |       |       |                 |                |                              |
| 26 |       |       |                 |                |                              |
| 27 |       |       |                 |                |                              |
| 28 |       |       |                 |                |                              |
| 29 |       |       |                 |                |                              |
| 30 |       |       |                 |                |                              |